出張手続きのまとめ

		用務地	用務	出張報告書			宿泊証明書	
				(①学会及び打合せ用、②招聘者用)	署名者		又はそれに 代わるもの	特急券/搭乗券の半券
本学教職員			学会	①(学会及び打合せ用)	出張者	0		O (但し、用務先が首都圏内は提 出不要)
			研究打ち合わせ、実験、野外調査等	① 同上	出張者	0		
国内の他機関の者			本学への招聘(学会・研究打合せ・ 実験等)	①(学会及び打合せ用)	出張者	本学の世話役が来訪の事実を確認して、そ の旨を出張報告書裏面に記載し、確認書類 を添付すれば提出不要。		O (但し、発地と用務先が共に首 都圏内は提出不要)
		本子外にあける 田数	学会	① 同上	出張者	○本学の教職員が参加した場合、本学の教職員が署名したものも有効		
			研究打ち合わせ、実験、野外調査等	① 同上	出張者	〇 同上		
海外から の招聘者	(本学に来訪する)		中野学)	② (招聘者用) 本学の関係者の確認があれ ば世話役による報告も可	出張者(又	本学の世話役が一連の招聘期間中に係る 旅行実体を把握しておれば、その旨を出張 報告書裏面に記載し、確認書類を添付すれ ば提出不要		〇(日本往復の搭乗券の半券) (但し、特急券は不要)
		本字への米訪に 前後し、本学外 における田務	学会	② 同上	出張者(又 は世話役)	△ 本学の世話役が一連の招聘期間中に 係る旅行実体を把握しておれば、その旨を 出張報告書裏面に記載すれば提出不要。 旅行実体の確認ができない場合は、出張者		
			研究打ち合わせ、実験、野外調査等	② 同上	出張者(又 は世話役)	旅行実体の確認ができない場合は、出張者 自身による出張用務等確認書の作成・提出 が必要。		
		本学外における 用務	当	② (招聘者用) (本学世話役が旅行実体の 確認を行った場合、本学の 世話役による報告も可)	は世話役)	△ 本学の世話役が一連の招聘期間中に 係る旅行実体を把握しておれば、その旨を 出張報告書裏面に記載すれば提出不要。		〇(日本往復の搭乗券の半券) (但し、特急券は不要)
			研究打ち合わせ、実験、野外調査等	② 同上		旅行実体の確認ができない場合は、出張者 自身による出張用務等確認書の作成・提出 が必要。		

学会、シンボジウム、セミナー、研究会、説明会などで、開催通知 学会の定義 やプログラム等が事前に公開されているものを指す。(必ずしも学 術集会に限りません。)

○は常に提出、△は要件を満たせば提出不要

出張用務等確認書ならびに宿泊証明書に代わるものの詳細については一覧表(早見表)を参照のこと